



令和4年8月12日

石川労働局長

長嶋 政弘 殿

石川地方最低賃金審議会

会長 高見 俊

石川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月7日付け石労発 0707 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022（同日閣議決定）に配意し、慎重に調査審議を重ねてきた結果、労使双方が合意し、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータと比較したところ、令和3年10月7日発効の石川県最低賃金（時間額861円）は令和2年度の石川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

今回の改正審議では、労働者側の委員が最近の消費者物価の上昇を考慮するよう求め、使用者側の委員も一定の理解を示した。さらに、使用者側は原材料費やエネルギー価格の高騰、コロナ禍の影響を受けている中小企業・小規模事業者の厳しい事情を考慮するよう求め、労働者側も一定の理解を示した。

その上で労使双方は賃上げしやすい環境を整えるために、政府が中小企業・小規模事業者に対する支援策を拡充し、早急に実施するよう求めた。

また、労使からは、中小企業・小規模事業者が賃金や原材料費の上昇分を適切に価格転嫁できるよう取引の適正化が必要との意見も出された。

これらの労使双方の意見と要望については公益委員も同意するところである。

政府におかれては、別紙3に記したように労使が意見の隔たりを乗り越えて合意に達した経緯を十分に考慮され、公労使共通の意見、要望である上記施策を早急に実行されるよう特段の配慮を求める。

石川県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
石川県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 891円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

石川県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 石川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 861 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 10 月 7 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 2 年度
- (3) 生活保護水準（令和 2 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の石川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,414 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和 3 年 10 月 7 日発効の石川県最低賃金の 1 箇月換算額（注）と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると石川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1 箇月換算額

$$861 \text{ 円 (石川県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 122,257 \text{ 円}$$

※ 令和 4 年 7 月 12 日付け「令和 4 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第 2 回）」資料 2 「生活保護と最低賃金」で示された比率（時間給 792 円で月 173.8 時間働いた場合の令和 2 年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率）

改正審議の経過と要望について

令和4年度の石川県最低賃金の改定については、石川地方最低賃金審議会及び石川県最低賃金専門部会において慎重かつ真摯に議論を重ね、別紙1のと通りの結論に達した。

今年の審議では、労使ともに最低賃金の引き上げが必要との認識では一致していた。引き上げの具体的な額を巡っては意見が分かれる状況が続いたが、最終的には中央最低賃金審議会が提示した目安額での引き上げで合意した。

審議の過程で使用者側委員は、原材料価格の上昇やコロナ禍、石川県内における水害、地震等の影響を受ける中小企業・小規模事業者の事情を考慮し、目安の30円の引き上げは難しいとの見解を示した。特に、主要産業の観光関連産業や飲食業、サービス業、小売業は、コロナ禍における国や県等の手厚い支援策が実施されているものの、依然として厳しい状況下にあると指摘した。小規模事業者を代表する委員は先に示された目安額について小規模事業者の賃金支払い能力が十分に考慮されていないとして不満の意を表明した。

労働者側委員は30円の目安額は引き上げ額の水準として一定の評価を示した上で、Bランクである富山県との格差を是正するためにも、目安額を超える引き上げを強く求めた。とりわけ最近の消費者物価の急激な上昇は最低賃金近傍で働く人の生活を圧迫していると指摘し、生活水準の維持、向上の観点からも大幅な引き上げが必要と主張した。

このように労使の意見が一致しない状態が続いたものの、最終的に合意を得たのは賃上げの重要性とともに、地域の発展を願う共通の思いによるものである。

また審議では、労使双方から中小企業・小規模事業者が賃上げをしやすい環境の整備を求める意見が出された。特に、取引については労務費、原材料費などの上昇を適正に価格転嫁できるための支援が必要との指摘もあった。

政府におかれては、当審議会が全会一致で結論を出した意義を重視して、公労使がともに求める支援策の速やかな実行に早急に取り組まれるよう強く求める。行政機関の業務委託では最低賃金の履行確保に支障が生じないように発注時の配慮を要望する。

加えて、各地方における改正審議が進められる前に賃金の引き上げが円滑に行われるための環境整備策を政府が予め示すべきであることを強く求めておきたい。